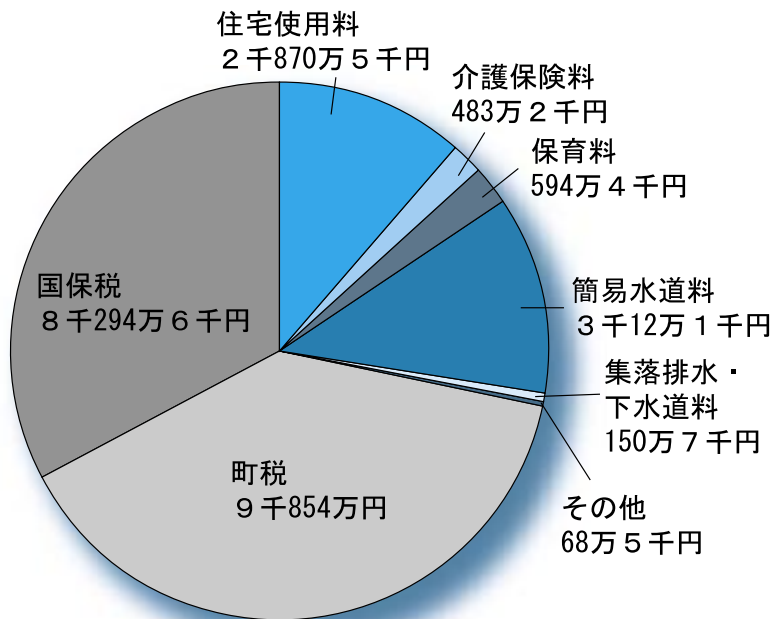


# 滞納は不公平！滞納 ① をめざします！

平成 17 年度末滞納額（2 億 5328 万円）



## 滞納解消に向けた取組み

### ○自主納付の推進

納付は、納付される皆さんが自主的に納付期限までに納めていただくのが原則です。納付期限までに納められない場合は、督促状および催告書により納付をお願いすることになりますが、徴収の経費を抑えるためにも納付期限内に納付をお願いします。

### ○口座振替の推進について

口座振替は、金融機関があなたに代わって指定された預貯金口座から、納期限ごとに自動的に振り替えて納付する制度ですので納め忘れがなく安心です。

手続きは、金融機関または関係課へ納付通知書、預金通帳、届出印をご持参のうえ、口座振替申込書に記入してお申し込みください。

### ○納付相談について

納付者の中には、災害や病気等の特別な事情があり、納付期限内に納めることができない場合は、納付猶予措置として分納の方法もありますので、お気軽にご相談ください。

町税・水道料等の納付については、多くの皆様には厳しい経済状況の中でも納付期限までに納付していただいております。しかしながら、納付されていない人の中には、病気・失業などのやむを得ない理由で納められない方もいますが、納付できる経済状況にもかかわらず納めない悪質な滞納者や、高額滞納者も少なくなく、町税・水道料等の滞納額は平成 17 年度末現在で 2 億 5328 万円になっています。

本町では、平成 18 年 4 月に徴収対策班を新設し、町税・水道料等の滞納を解消するための徴収体制の一元化を図る取り組みを進めており、平成 18 年 11 月からは、平成 17 年度以前の公営住宅、水道料等の使用料の滞納についても、徴収対策班にて徴収することとなりました。

今後は、悪質・高額滞納者に対しては財産調査のうえ、差押えなどの厳しい処分を実施する場合があります。

◆問い合わせ／税務課 徴収対策班  
☎0820(74)1031(直通)

### ○戸別訪問の強化について

電話や文書催告の実施後も納付や連絡のない滞納者には、担当職員が自宅などを訪問し、収入状況や生活状態などをお聞きして、今後の納付計画を立てるなどの納付相談をしています。また、「滞納強調月間」や「町内一斉電話催告・戸別訪問」などの徴収体制を強化していきます。

### ○悪質滞納者への対策について

住民負担の公平を保つため、納付に対する誠意がなく、特別な事情もなく納付相談にも応じない悪質滞納者に対しましては、不動産、預貯金、生命保険等の財産調査を行い差押えなどの厳しい処分を実施する場合があります。